

入札契約書類の押印欄の省略について

令和3年4月1日
柏市契約課

柏市が発注する建設工事等（契約課において契約手続を行うもの）の入札契約書類について、下記のとおり、押印を省略できる取扱いとします。

記

1 押印を省略できる書類

請求書、見積書、暴力団排除に関する誓約書、法令により求められている書類等を除き、押印を省略できるものとします。

※入札契約手続における押印を省略できる主な書類

- ・着手届
- ・下請業者選任届
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項に基づく書面
- ・再資源化等報告書
- ・現場代理人兼任届
- ・配置(予定)技術者変更届
- ・工期延長変更請求書
- ・検査願届
- ・建設業退職金共済各報告書、貼付実績書
- ・中間前金払認定請求書、工事履行報報告書
- ・低入札価格調査会各種調査票

2 実施時期

令和3年4月1日以降に公告する案件から適用します。

3 対象外の書類

請求書や見積書、暴力団排除に関する誓約書、法令で押印を求められている書類等については、これまでどおり押印が必要です。

なお、今後、取扱いが変更となった場合は、別途、お知らせします。

4 その他

この取扱いについては、提出書類の押印を省略できることとするものであり、従前のとおり押印した書類で提出することを妨げるものではありません。